

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の留意事項

1 消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

この届出は、消防機関が実施状況を把握するための届出です。この届出の受理を持って他の法令に係る廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。

2 関係市町村担当部局の指導を受けてください。

管内市町村においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外を除き廃棄物の焼却は禁止されています。

また、住民から煙、異臭等による苦情も多発しています。よって、当該届出の廃棄物が一般廃棄物の場合は関係市町村へ、産業廃棄物の場合は京築保健所へ、本届出書を持参し、指導を受けてください。

なお、本届出書は関係市町村等へ送付いたします。

(関係連絡先一覧)

関係先	担当課	電 話
京築保健所	環境課	TEL 0930 - 23 - 2380
豊前市役所	環境課	TEL 0979 - 82 - 1111
吉富町役場	住民課	TEL 0979 - 24 - 1124
上毛町役場	住民課	TEL 0979 - 72 - 3111
築上町役場	環境課	TEL 0930 - 56 - 0300
みやこ町役場	住民課	TEL 0930 - 32 - 2511

焼却禁止の例外

廃棄物処理基準に従って行う焼却炉を利用した廃棄物の焼却

他の法令又はこれに基づく処分により安全管理のため行う廃棄物の焼却

国又は地方公共団体がその施設の管理のために行う廃棄物の焼却

(河川敷の草焼き、道路側の草焼き)

震災、風水害、火災等の災害の応急対策、復旧等のため行う焼却

(災害等の応急対策、火災予防訓練)

風俗習慣上又は宗教上の行事を行うため必要な廃棄物の焼却

(正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事)

農林、漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却

(焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却)

たき火、その他日常生活上通常行う廃棄物の焼却で軽微なもの

(落ち葉焚き、キャンプファイヤー)

焼却にあたっての注意事項

夜間の火入れは行わないこと。

飛び火の警戒及び残火処理(完全消火)を確実にすること。

焼却中は消火器等消火の準備をするとともに、現場を離れないこと。

付近の住民に迷惑のかからないように行うこと。

一度に多量の焼却はしないこと。

煙などが、交通障害のおそれのある場合は、その措置を講ずること。

気象の変化には、十分に注意し危険と思われるときは速やかに中止すること。

届 出

電話又は別紙届出様式により、最寄の消防署へ届出してください。

火災とまぎらわしい煙又は火災
を発生おそれのある行為の 届出書

京築広域圏消防本部 消防長 殿		平成 年 月 日
届出者(電話 - -) 住所 氏名		⑩
発生予定日時	自 平成 年 月 日 時 分 頃 至 平成 年 月 日 時 分 頃	
発生場所		
燃焼物品名 及び数量		
目的		
その他 必要事項	1 消火器及び水バケツ等の消火できるものを用意する。 2 監視人を置く。 3 風が強いときは中止する。 4 他の迷惑になるような火煙を多量に出さない。 5 焼却は、日出から日没までに行う。	
受付欄		経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 印の欄は記入しないこと。